

# 所得税・町県民税・事業税の 「確定申告」が始まります

令和3年分の確定申告が2月16日(水)からはじまります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できるだけ申告相談会場への来場を避け、安心・安全な電子申告または郵送での申告にご協力ください。なお、申告相談会場では密を防ぐ対策をいたします。入場制限等により申告相談を受けることができない場合がありますので、ご注意ください。

税目	会場	期間	時間	問い合わせ・送付先
町県民税 所得税	神戸町役場 本庁舎2階 集会室	2月16日(水)～3月15日(火) (土・日・祝を除く)	9:00開始 受付時間 (8:30～15:00)	〈町県民税〉 税務課 ☎27-0173
所得税 贈与税 消費税	大垣市情報工房5階 大垣市小野4丁目35番地10	2月16日(水)～3月15日(火) (土・日・祝を除く) ※「入場整理券」が必要です。会場での当日配布、LINE アプリを使った事前発行の二通りで配布します。	9:00～17:00	〈所得税・贈与税・消費税〉 〒503-8556 大垣市丸の内2-30 大垣税務署 ☎78-4101

※青色申告の方・譲渡所得(土地や株式等)などの分離課税申告をされる方は、大垣市情報工房で申告をお願いします。役場会場では対応しておりませんのでご了承ください。

※大垣市情報工房会場ではLINEにより事前予約が可能です。ぜひご利用ください。

※3月16日(水)以降は税務署で申告してください。※消費税の申告は、3月31日(木)まで。



◀LINE予約

## お願い

役場で申告される方は、e-taxによる利用者識別番号が必要になります。過去に電子申告(e-tax)をされた方は、12桁の利用者識別番号のわかるものをご持参ください。利用者識別番号をお忘れになられた場合、新しい番号の発行は可能ですが、過去にe-taxで申告したデータを確認することができなくなりますのであらかじめご了承ください。番号をお持ちでない方は申告会場にて発行させていただきますので、本人確認書類をお持ちください。

## 申告のときに必要なもの

- [確定申告のお知らせ]案内はがき(税務署から届いている方)
- 申告書(申告書をお持ちでない方は会場に用意してあります)  
※昨年申告されている方は、申告書・収支内訳書等の控えをご持参ください。
- 給与・年金所得の方は、令和3年分の源泉徴収票(原本)
- 事業・不動産所得の方は、収支内訳書(帳簿)
- 各種控除証明書
  - ・ 社会保険料の支払いの分かる書類(国民年金保険料については証明書等)
  - ・ 生命保険料・地震保険料控除の控除証明書
  - ・ 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書 など
 ※医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。必ず事前に明細書を作成し、持参してください。
- 所得税の還付を受けられる方は、還付先の預貯金口座のわかるもの(申告者ご本人名義の口座に限ります。)
- 筆記用具、計算機
- 本人確認書類
  - マイナンバーカードのある方は、マイナンバーカードの提示または写しの添付が必要です。
  - マイナンバーカードのない方は、①番号確認書類及び②身元確認書類の提示または写しの添付が必要です。
  - ①番号確認書類…ご本人の個人番号(12桁)を確認できる書類  
※通知カード、住民票の写し(個人番号の記載があるもの)など
  - ②身元確認書類…記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類  
※運転免許証、パスポート、在留カード、障害者手帳など

## 確定申告が必要な方(主なもの)

- 給与所得
  - ・ 給与収入金額が2,000万円を超える方
  - ・ 副収入の所得金額が合計20万円を超える方
  - ・ 2か所以上から給料をもらっており年末調整されなかった給与の収入金額と各種所得金額との合計額が20万円を超える方
- 公的年金収入
  - ・ 公的年金等の収入金額が400万円を超える方または公的年金等に係る雑所得以外の各種所得金額が20万円を超える方
- 事業所得等があり税額を計算した結果、納税の必要がある方

## 還付申告ができる方(一定の要件に該当する方)

- 多額の医療費を支払った場合  
※医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。必ず事前に明細書を作成し、持参してください。
- マイホームを住宅ローンで取得した場合
- 年の途中で退職し年末調整を受けていない方 など

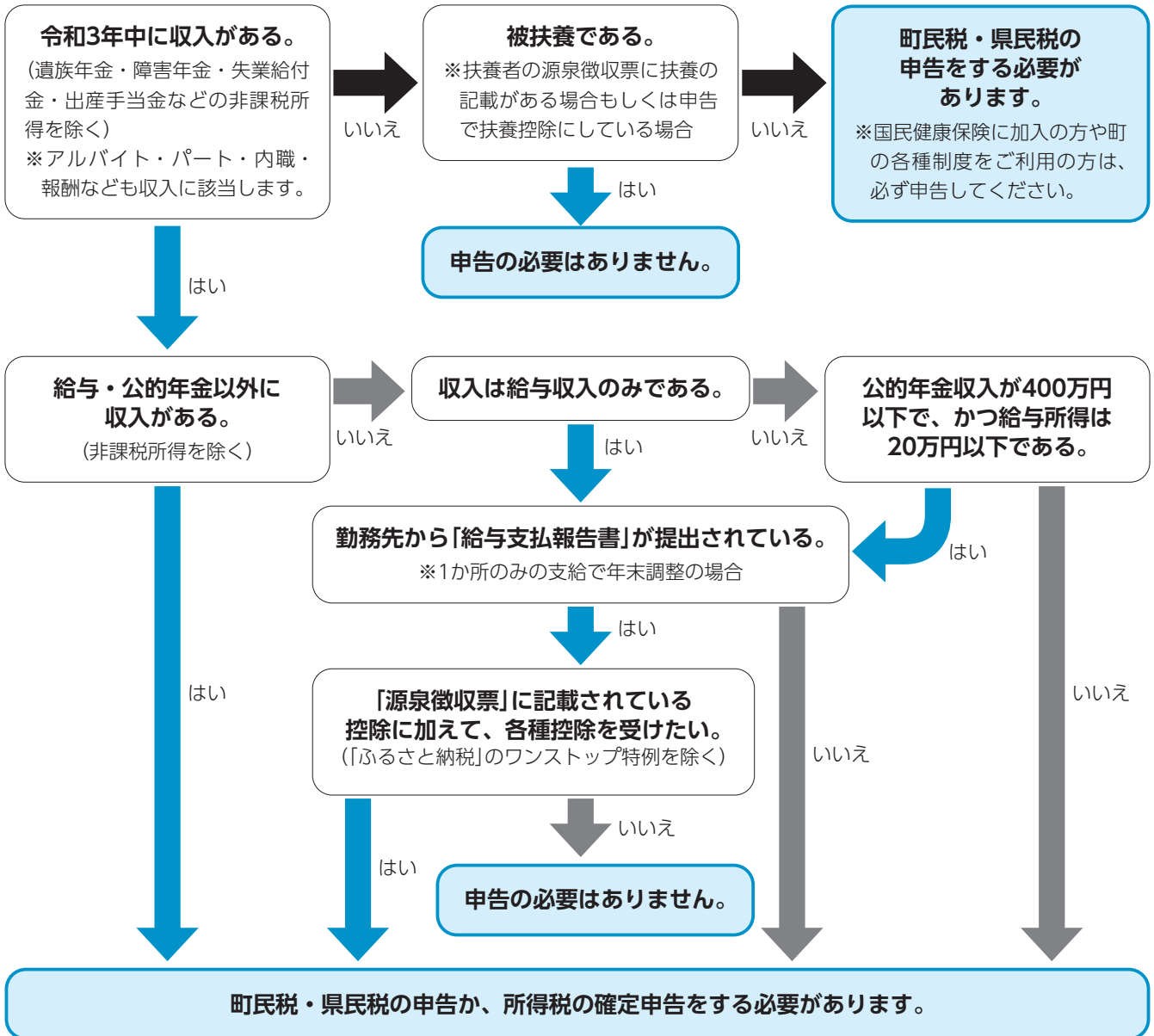
※詳しくは国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) を参照願います。

国税庁HP ▶▶▶



## あなたの申告は？

### スタート



※このフローチャートは、一般的な事例です。ここに載っている事例が当てはまらない場合やご不明な点がございましたら、税務課へお問い合わせください。

### ふるさと納税のワンストップ特例の適用について

次の人は、ふるさと納税のワンストップ特例が適用できませんので申告が必要になります。

- ①上記の『あなたの申告は?』で**町民税・県民税の申告か、所得税の確定申告をする必要があります。**に該当する方
- ②寄附先に届出た住所と現在の住所が違う方のうち、寄附先に届出をしていない方
- ③6か所以上の自治体に寄附した方  
※ただし、確定申告をせず町民税・県民税の申告のみをする場合は、申告特例控除分(所得税控除相当額)が適用できません。

### 障害者控除について

令和3年12月31日時点で要介護認定(要介護1~5のいずれか)を受けている方で障害者控除を受けることができる場合があります。そのためには役場健康福祉課で障害者控除対象者認定書の発行が必要となります。詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

健康福祉課 ☎27-0175

税務課 ☎27-0173